

≫防火対象物の新築、増改築、用途変更等について

1 新築又は既存の建物を一定の用途に使用する場合は届出が必要です。

消防法施行令別表第一に掲げる用途（物販店、飲食店、事務所など）に使用する場合は、所在地を担当する消防署へ「**防火対象物使用開始届**」を、**使用を開始する7日前**までに提出して下さい。建物の用途を変更した場合なども届出が必要です。

※消防用設備等の設置や防火管理者の選任などが新たに必要となる場合がありますので、事前に所在地を担当する消防署へご相談ください。

- ・ [建物の増改築、用途変更に関するチラシ（PDF：251KB）](#)

【様式ダウンロード】

- ・ [防火対象物使用開始（変更）届出書（PDF：176KB）](#)
- ・ [防火対象物使用開始（変更）届出書（Word：226KB）](#)

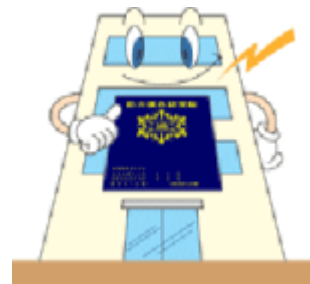
2 一定規模以上の防火対象物には、消防用設備の設置が必要です。

（例）自動火災報知設備の設置

飲食店・店舗等の場合…300㎡以上

共同住宅、工場・倉庫等の場合…500㎡以上

※消防用設備の設置基準は、面積のほか防火対象物の用途、構造、収容人員等により異なります。



3 設置した消防用設備は、常時使用できるように維持管理が必要です。

自主点検	随時
機器点検	6か月ごと
総合点検	1年ごと

消防署への 点検結果報告書 の提出	飲食店、物販店、福祉施設等	1年ごと
	共同住宅、工場、倉庫等	3年ごと

4 防火対象物の収容人員により、防火管理者選任の届出が必要です。

自力避難困難者が入所する防火対象物 (老人ホーム、グループホーム等)	10人以上
特定用途防火対象物 (飲食店、物販店等)	30人以上
非特定用途防火対象物 (共同住宅、工場、倉庫等)	50人以上



5 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いは、消防署への届出が必要です。

品名（指定数量）	届出数量
ガソリン（200L）	40L以上 200L未満
灯油・軽油（1,000L）	200L以上 1,000L未満
重油（2,000L）	400L以上 2,000L未満

危険物の安全管理



※ 同一場所での異なる危険物の貯蔵・取扱いは品名ごとに倍数を合算します。

（例）灯油 400L、重油 1,000L $400 \div 1,000 + 1,000 \div 2,000 = 0.9$ 倍

※ 指定数量（1.0倍）以上の貯蔵・取扱いは西はりま消防組合管理者の許可等が必要です。

6 300kg以上のLPGの貯蔵・取扱いは、消防署への届出が必要です。

7 ボイラーなど火を使用する設備の設置は、消防署への届出が必要です。

建物の規模、構造、用途などを変更する場合は、事前にお近くの消防署へ相談してください。

